

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条

この規程は、公益財団法人りそな中小企業振興財団（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条

この規程において、寄付金とは、広く法人又は個人から受領する財産をいう。

- 2 この規程における寄附金には、現金等のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 賛助会員から収納する会費については、別に定める賛助会員規程の定めによる。

(寄付受入)

第3条

この法人は、広く法人又は個人による寄附金を受領することができる。

- 2 受け入れた寄付金は、原則として、その全額を公益目的事業の用に供する。ただし、寄付者による用途およびその割合の特段の指定がある場合には、その指定に従う。

(寄付の公募)

第4条

特に目的を定めて寄附金を募集するときは、その目的、募集総額、募集期間、募集対象者、資金使途及びその他必要な事項等につき理事会の承認を経なければならない。

- 2 前項の寄付の支出が完了した場合には、その支出結果について、本財団のホームページで報告し、または当該寄付者に対し報告書を交付する。

(受領書等の送付)

第5条

寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付する。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(辞退)

第6条

寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているため、下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがあると代表理事または業務執行理事が認める場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 寄附金の受け入れに起因して、この法人に不相当な負担が生ずる場合
- (2) 寄附金の使途等の特段の指定が、この法人の事業運営に不都合な場合
- (3) 当該寄附金の受け入れが、この法人の業務の遂行上支障が生じる場合
- (4) その他、当該寄附金を受け入れることが不相当と認められる場合

(備置き及び閲覧)

第7条

この法人が受領する寄附金については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(情報保護)

第8条

寄附に関する情報については、前条記載の事務所への備置き及び閲覧等の措置等法令に基づく開示を除き、適切にその保護管理に務める。

(改廃)

第9条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細目)

第10条

この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事又は業務執行理事が別に定める。

附則

この規程は、移行認定登記の日より施行する。